

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月25日（火）14:15～14:28

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生
	1番	知念	雄二
	2番	西江	正
	3番	知念	正和
	5番	知念	順司
	6番	大城	進
	7番	大城	貴子
	8番	東江	良和
	9番	玉城	正芳

欠席委員 なし

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 別段の下限面積の設定について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 大城 篤

主事 崎濱 秀太

令和2年第2回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和2年第2回伊江村農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 委員総数9名中9名全員出席しています。

議長 只今、事務局より報告のあったとおり、農業委員総数9名中9名全員出席
しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告
致します。本日の議事日程は予め、議席に配布したとおりです。
それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指
名したいと思えます。委員に5番知念委員。6番大城進委員を指名致します。
日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1
日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題と致します。審議に入る前に、関連する農業委員がいらっしゃいます。
農業委員会法第31条の「議事参与制限」により●委員の退席を命じます。
(●委員議場より退席)

それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局から説明致します。「議案第1号、農地法第3条の規定による許可申
請について」。上記の件について、下記のとおり申請されていますので可否の
決定を求めます。No.1 申請人●。譲渡人●。経営面積が9,498㎡。申請地
の方が●。3筆とも登記地目 畑。現況地目畑。面積のほうで合計で4,500㎡。
目的のほうで所有権移転 贈与になります。坪数が1,361坪。こちらは規模
拡大になります。

No.2、譲受人●。譲渡人●。経営面積が5,733㎡。申請地が●。登記地目、
畑。現況地目、畑。480㎡。目的が所有権移転売買になります。145坪で坪
単価が3,000円です。こちらも規模拡大になります。

No.3 譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑で
541㎡。No.4、譲受人●。譲渡人●。譲受人の経営面積が10,197㎡。申請地
が●。登記地目、畑。現況地目、畑で515㎡。No.3、No.4に関して所有権
移転交換で等価交換になります。以上です。宜しくお願いします。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

3番 異議なし。

議長 はい、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

休憩します。（●委員が議席へ）

再開いたします。日程の第4、議案第2号「別段の下限面積の設定について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第2号。本件は、毎年上げて下限面積を総会で決定することになっていきますので、宜しくお願ひします。資料もありますので読み上げて説明致します。議案第2号「別段の下限面積の設定について」。上記の件について、令和2年の経営農地の下限面積を農地法第3条第2項第5号に基づく50アールとし、別段の下限面積を定めないものとしたので、可否の決定を求めます。理由、令和元年度農地利用状況調査の結果、村内の耕作放棄地は1%未満と低い状況であるため、法定下限面積である50アールを下回る別段の下限面積を定めないものとする。次の頁は資料になります。下線の部分を読み上げて説明します。

「農地法、農地又は採草放牧地の権利移動の制限。第三条、農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」

2、前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。「所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合。」には認められないということになります。

次に5、「第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれ

も北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール（農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積）に達しない場合」には許可しない。ということになりますので、50アールという下限面積の承認をお願いしたいと思います。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし。進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
令和2年第2回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 14:28

署名

会長 玉城 増生 印

5番 知念 順司 印

6番 大城 進 印